

第2章

WTOとエジプトの貿易政策

—経緯と課題—

野口 勝明

はじめに

本章では、エジプトが近年のグローバリゼーションのなかで、ウルグアイ・ラウンドからGATT/WTOにおける交渉において、国際経済への統合の面でいかに前向きに対応しているかを分析し、今後の課題を検討する。

1970年代初頭のサダト政権による門戸開放政策「インフィターフ」(infitah)から、1990年代の経済改革・構造調整プログラム (Economic Reform and Structural Adjustment Program: ERSAP) における貿易政策および為替政策の自由化や規制内容の変化を分析する。ついで、ウルグアイ・ラウンドやWTO下における義務事項とそれらへの対応について、貿易の開放や制度透明化など貿易関連分野における国際化進展という視点から整理・検討する。

エジプトは貿易、投資、サービスなどあらゆる側面で改革が要求されているが、内政を重視しながら自由化を進めてきている。アメリカ政府をして、「完全ではないが、協定事項を徐々に実施してきている」と評価されており、規制撤廃と自由化への努力は一定の成果をあげている。

多国間の枠組みばかりでなく、EUやアフリカ、アラブ諸国とも自由貿易協定をすでに実施しており、自国を取り巻く環境を設定しながら、自らを変革しようとしている。

第1節 エジプトの貿易政策

1. 1970年代——門戸開放政策

1973年10月の第4次中東戦争を契機としたエジプトの政策変更は、ナセル時代の社会主義化路線を一気に覆すものであった。1974年4月に打ち出した「10月文書」(岩永・野口 [1988: 396-401])に盛られた国家改革の基本方針はその後、現在に至るエジプトの政治・経済環境の基礎を築いたといってよい。その後、サダト大統領からムバーラク大統領に代わり、多少の修正はなされたものの基本方針は踏襲されている。

改革の中心政策とされたのが門戸開放政策であった。外国資本への自国門戸の開放であり、自国資本へは自国経済の門戸開放であった(岩永・野口 [1988: 400])⁽¹⁾。戦争経済から平和経済への転換、さらには自国中心主義への転換を宣言したものと理解された(伊能 [2001: 157])。自国中心主義は、自国の民間部門活性化・強化を軸に展開することとし、投資と貿易への参入を期待した。

投資法制定による内外投資の促進と貿易規制緩和による貿易自由化措置が実施された。インフィターフ政策で表明された理念は、1997年にムバーラク政権が発表した「エジプトと21世紀」文書(Arah Republic of Egypt [1997])の基本方針と軌を一にするものである。

貿易の自由化は、相互的(多国間、二国間)ではなくエジプト側が一方的に実施した点に特徴がある(Hoekman and Kheir-El-Din [2000: 113])。しかし、この一連の自由化政策実施により、投資の促進については期待したほどの効果はなく、顕著に刺激されたのは、輸入の自由化であった。ナセル政権下で1950年代末から1960年代前半に実施された主要企業の国有化により主要な産業は国営部門が支配していたため、投資が開放されたものの民間部門はまとまつた投資を要する製造業部門への参入には慎重であった(伊能 [2001: 111])。

貿易および為替の自由化のために次の政策がとられた。第1に、政府は輸

出入法（1975年法律118号）により国家貿易制を廃止し、貿易を民間にも開放した。第2に、為替制度を改正し、自己保有外貨による貿易取引を可能とした。出所を問わず外貨の自己保有を認め、これを輸入に使用できるようにした（Hoekman and Kheir-El-Din [2000: 116-117]）。第3に自由貿易地帯の設置である。サダト大統領は、すでに1971年に「アラブ資金投資およびフリーゾーンに関する1971年法律65号」を制定しフリーゾーン設置の方向を示していたが、実際の設置は戦争後の1974年6月に改めて制定された「アラブおよび外国資本投資およびフリーゾーンに関する1974年法律43号」に基づくものである。同法に従い、ポートサイド、アレキサンドリア、カイロ、スエズの4カ所にフリーゾーンが設置された。ポートサイドは全市がフリーシティの指定を受け、外国製品買い付けの「窓口」的役割を果たすことになり、非常な活況を呈した。

これら自由化政策の結果、それまでソ連など東側諸国を中心として行ってきた二国間貿易協定に基づく貿易の比重が低下した（清水[1987: 12]）。二国間協定に基づく貿易は、主として外貨不足を補うために、対象物資をあらかじめ決めて行う国家貿易であった。

エジプトの貿易政策は輸入に必要な外貨を求める歴史であった。外貨は、最初に綿花輸出収入、観光収入、スエズ運河収入があり、第4次中東戦争以降は石油輸出収入、海外労働者送金、パイプライン収入が現われ、キャンプデービド後は援助もその主要供給源に加わった。統制下で一定のパイを計画的に費消しているかぎりでそれなりに経済は動いたが、自立的な成長を目指す経済には不足であった。

2. 1980年代——貿易政策および為替政策

自由化に向け再出発したエジプトの貿易制度は、1980年代には規制の形態を中心に改革が進められた。1970年代には関税の改革には手がつけられず、非関税障壁の改善にまで配慮する余裕はなかった。1980年代初頭における関

税水準はきわめて高く、またさまざまな障壁が広範にわたって存在した。1981～85年におけるエジプトの平均最惠国税率は、他の中東諸国26.3%，アジア諸国20.3%に対して47.4%という高水準にあった (Refaat [1999: 5])。

1980年代における貿易制度の変化をあげれば、(1)関税、付加税などの変化、(2)非関税障壁の変更、(3)為替政策の変更、の3点にまとめられる。

(1) 関税改定

関税、付加税については1980年代に大幅に変更された。関税は、1980年に関税構造が一変するほどの改革が実施されたのに続き、1986年、1989年にも大幅な改定（削減）が実施された。この変化は、1970年代に実施された貿易の自由化も大きく関わっている。1980年の関税改定では、若干の例外を除き輸入品の加工度に応じて保護率（税率）を高める、いわゆる関税エスカレーションが大幅に取り入れられた。加えてこの時期に關税評価のベースとなる為替レートが複数存在し、品目間の関税率のばらつきは大きかった。

1986年8月には大統領令351号により新関税法が制定され、再度の関税率改定が行われた。税率はほぼ全品目にわたり半減されたが、関税評価のための為替レートもまた切り下げられ、関税削減効果はその分削がれた。関税率は低くは1%から160%までの幅で設定された。基礎物資は低率に、中間財はそれよりも高く、耐久消費財・ぜいたく品は高率に、という関税エスカレーションはこの改定でも維持された。1989年の関税改定では平均30%の削減が実施されたが、高税率品目の削減率が全体として小幅であった。これら1986年50%，1989年30%という関税削減はウルグアイ・ラウンド交渉におけるエジプトのオファー事項に含まれ、ウルグアイ・ラウンドの成果である。

関税が再構築・削減の方向で改定される一方、輸入品に課せられていた諸税も同年に撤廃された（1986年大統領令187号）。撤廃されたのは統計税、経済開発税、海運税、都市税などである。これら諸税は輸入品に対して15～20%程度の課徴金となっていた。

(2) 非関税障壁

エジプト政府は1986年にそれまで輸入合理化委員会によって統制されてきた輸入ライセンス制度を廃止した（1986年貿易大臣令333号）。すべての品目が外貨の制約内で許可される一方、条件付き許可品目および輸入禁止品目リストが導入された。いわゆるネガティブリスト方式である。1986年貿易大臣令333号の付表には関税項目で210項目、548品目が対象として掲げられた。約半数が非耐久消費財である。リストには1987年、1989年にさらに品目が追加され、1990年初頭には225関税項目、570品目に増加した。

1987年の輸入規制品目は次のように分類されている。

- ① 輸入禁止品目（爆薬、綿花、じゅうたん、武器・弾薬など）。
- ② 貿易省の承認なしでは輸入が禁止される品目（廃止）。
- ③ 外国の生産会社が、サービス設備をもつエジプト人のエージェントを指名してあることが条件で許可される品目（内燃機関、エレベータ、トラクター、自動車など、主として機械類）。
- ④ 一定条件のもとで輸入が許可される品目（自動車、通信機器、くず鉄、セメントなど）。
- ⑤ 特定官庁の承認を得た場合に許可される品目（ブタンガスボンベ（石油省）、消火器（内務省）、医薬品（保健省）など）。
- ⑥ 条件なしで許可される中古品目（航空機用中古ゴムタイヤ、中古船など）。
- ⑦ 並行市場資金により銀行を通じて直接許可される品目（廃止）。

しかし、これら規制品目は1989年をピークに1990年5月の改定以降は減少に向かった。2003年の輸出入規則に盛られた規制品目リストは以下のようなものである。

- ① 輸入が一時的に棚上げされている品目（毛織物など26品目）。
- ② 中古でも輸入が許される品目（ポジティブリスト）（コンテナなど12項目、20品目）。
- ③ X線検査対象品目（食品など7品目）。

④ 品質検査対象品目（乳製品、電気機器など191関税項目）。

この対象内容から分かることおり、従来型の輸入禁止（輸入停止）品目は目だてて減少しているが、代わって品質管理という名目のもとに品質検査対象品目が大幅に増えている。WTO交渉においてもこの点の指摘がなされている。

(3) 為替政策

為替政策はエジプトにとって貿易の自由化が実施された1974年以来、重要課題であったが、1980年代には抜本的改革の実施には至らなかった。エジプト政府は、すでにみたように貿易の対外バランス不均衡を是正する手段として為替レート調整よりも輸入規制（あるいは関税率）を活用してきた（GATT [1993: 48-49]，Hoekman and Kheir-El-Din [2000: 121]）。この結果、GATT時代には輸入規制の新たな導入を実施するたびにGATT国際収支委員会に対する協議要請が頻繁に行われた。

政府が為替政策の積極活用をためらったのは、輸入食糧を中心とした物価上昇を招くことを恐れたものであろうと指摘されている（伊能 [2001: 113]）。1970年代後半から1986年の中央治安部隊の反乱に至る暴動事件は、基礎物資に対する価格の引き上げが主因となったとされ、政府にとって物価に直接跳ね返る為替自由化を実施するには難しい環境であった（伊能 [2001: 113]）といえる。

1970年代から1980年代に至る時代の貿易は民間部門に開放されたとはいえ、数次にわたり引き下げられたものの依然高水準にあった関税率や、強化された非関税障壁により厳しく管理されていた。同時に為替政策は交換レートの変動が厳しく管理され、本来の輸出入調整機能が発揮できない硬直的状況に置かれていた。

3. 1990年代以降——第2の改革の時代——

(1) 経済改革・構造調整プログラム（ERSAP）による改革

1990年代に入ると、IMF・世銀との協議のもとに種々の改革が実施された。その根幹となったのが、1991/92年から開始されたERSAPである。1970年代、1980年代におけるエジプト独自の経済開放政策（インフィターフ）をグローバルスタンダードに合わせて実施しようというもので、エジプト独自の事情・環境を主張しながらIMF・世銀の支援を得て、全面的な改革に踏み切った。1990年代はエジプトがグローバル化のなかで取り組んだインフィターフに続く第2の変革の時代といえる（ジェトロカイロセンター編〔2001: 29-31〕）。

国内ではERSAPを実施するとともに、貿易関連政策については、ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）からWTO交渉という多国間交渉の場で開放を進めた。1990年代後半には二国間あるいは地域内における貿易自由化措置（協定締結）を活発化させており、いよいよ実利追求の時期を迎えている。

輸入規制措置の緩和については、前項においても一部触れたとおりである。1993年には事前許可が廃止された（1993年貿易大臣令288号）ほか、1995年以降は、後述するようにWTOの枠組みのなかでさまざまな自由化措置が進展をみている。関税削減は、2005年までに実施を約束した譲許税率が多くの品目において2003年時点ですでに実施に移されている。

為替レートについては、エジプト政府は2003年1月、従来実に多くの工夫がなされながら完全実施に至らなかった変動相場制の採用に踏み切った。効果が期待された変動相場制だが、現実には2003年4月に外貨収益の75%を内貨に交換するよう企業に義務づける（2003年首相令506号）など「完全フロート」には程遠い状況にある。エジプト経済のグローバル化を進めるうえでは、為替レートの弾力的運用はぜひとも必要であろう。

表1の対ドルレートの推移をみると、1991/92年から1999/2000年に至るほぼ10年もの間、ほとんど変化がない状況が示されている。貿易を取り巻くそ

表1 エジプトポンド

年度	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97
レート	3.32	3.33	3.38	3.39	3.39	3.39

(注) (1) 中央銀行は2001年1月29日、ドルの中心レートを3.85エジプトポンドとすると発表。外月28日には3.86エジプトポンドへ、7月3日には3.90エジプトポンドへとさらに切り下げられ、も±3.0%にさらに拡大された。12月13日には4.50エジプトポンドにさらなる切り下げが発表さ

(2) 2003年9月現在。エジプト政府は2003年1月29日、通貨エジプトポンドの完全フロート
(出所) GATT, *Trade Policy Review 1999* および2001/02年以降は『中央銀行統計月報』による6月

の他条件が急速に変化しているなかでは異常な事態であったともいえる。

第2節 ウルグアイ・ラウンド／WTOへの対応

1. ウルグアイ・ラウンドの成果

GATTのもとで1986年から1994年まで続けられた多国間貿易交渉、ウルグアイ・ラウンドでは、交渉分野がそれまでのラウンドにない広がりをみせた点に特色がある。サービス、知的財産権、紛争解決、繊維、農業などが新たな交渉分野として加えられたほか、その成果として、世界貿易の調整機関たるWTO（世界貿易機関）が設立された。

GATT加盟国であったエジプトは1995年6月末にWTOへの加盟が認められるとともに、これら拡大された交渉分野におけるさらなる国際化努力が求められることとなった。WTOによると、1995年の設立以降現在まで、交渉により加盟が認められた国は20カ国あるが、GATT加盟国から移行したエジプトは20カ国に含まれていない。WTOの設立に伴い、エジプトは新たな分野の協定への参加を約束し、特段の問題なくWTOへの加盟が認められたことを示している。

エジプトのGATT1994年協定およびWTO協定に関連した実施すべき義務については、エジプト政府貿易供給省の要請を受けてUSAID（アメリカ国際開発

の対ドルレートの推移

1997/98	1998/99	1999/2000	2000/01	2001/02	2002/03	2003/04
3.39	3.40	3.45	3.85	4.64	6.05	6.15

為銀行および業者は中心レートから上下±1%の幅でレートを設定できるとした。中心レートは、5変動幅も±1.5%に拡大された。8月5日には4.15エジプトボンドに切り下げられるとともに変動幅れた。

化を発表した。

月間平均中心レート。

局)が詳細な報告書(DEPRA報告)を作成している。これらの報告書やエジプト貿易省などから得た資料をもとにウルグアイ・ラウンドおよびその後誕生したWTOに対するエジプトの対応をみると、凹凸はあるにせよ貿易の開放、透明化や貿易関連分野における国際化努力を徐々に進めてきている。

GATT1994年協定ではエジプトが該当する条文は38条ある。WTOについては28の協定・了解が関係している。これらに関し、エジプトが負っている義務事項は853項目に及ぶと指摘されている。

ウルグアイ・ラウンドの結果、設立されたWTOのもとでエジプトがどのような貿易開放努力、貿易関連分野の国際化努力を行ってきているか、以下に概観する。

WTOを構成する協定の内容は図1のとおりである。これらWTOを構成する個別協定とエジプトの対応状況をみてゆく。農業に関する協定、織維および織維製品に関する協定、補助金および相殺措置に関する協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定などがエジプトにとって重要な意味をもつと考えられる。これら諸協定のうち、「付属書一」から「付属書三」までは全加盟国が同じ権利義務関係を負う一括受諾、いわゆるシングル・アンダーテーキングで受け入れるという考え方がウルグアイ・ラウンドにおいて導入された。

これに対し、「付属書四」に含まれる協定は一括受諾の対象ではなく参加国のみが義務を負う協定である。エジプトはこのうち、「民間航空機貿易に関する協定」にのみ参加している。「政府調達に関する協定」には参加していない。

図1 WTO協定の構成

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定本体）

付属書一

付属書一A 物品の貿易に関する多角的貿易協定

- * 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定
(1994年GATTのマラケシュ議定書)
- * 農業に関する協定
- * 衛生植物検疫措置の適用に関する協定
- * 繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定
- * 貿易の技術的障害に関する協定
- * 貿易に関連する投資措置に関する協定
- * 1994年GATT協定第6条の実施に関する協定（アンチダンピング協定）
- * 1994年GATT協定第7条の実施に関する協定（関税評価協定）
- * 船積み前検査に関する協定
- * 原産地規則に関する協定
- * 輸入許可手続きに関する協定
- * 補助金及び相殺措置に関する協定
- * セーフガードに関する協定

付属書一B サービスの貿易に関する一般協定

付属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

付属書二

紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解

付属書三

貿易政策検討制度

付属書四 [複数国間貿易協定]

民間航空機貿易に関する協定

政府調達に関する協定

(出所) 外務省経済局国際機関第一課編「解説WTO協定」。

2. 諸協定への対応状況

(1) 関税引き下げ交渉への姿勢

エジプトは1995年以降、一括受諾した各種協定に対し非常に前向きに対応

してきている。その分、途上国の不満が前面に出た1999年シアトルでの第3回閣僚会議ではインド、ブラジルなどと並んでその発言に存在感を示した。

以下、一部協定は割愛するが、WTO主要協定におけるエジプトの対応状況である。割愛したのは、「貿易の技術的障害に関する協定」、「1994年GATT協定第7条の実施に関する協定」(関税評価協定)、「船積み前検査に関する協定」、「原産地規則に関する協定」、「輸入許可手続きに関する協定」である。

ウルグアイ・ラウンド交渉における約束に基づきエジプトの関税譲許率(関税削減を約束した品目の占める比率)は98%と途上国の中でもすば抜けて高い。譲許率が高い一方で、税率そのものは他の途上国との比較において高い点も指摘されている。

エジプトはラウンドでのコミットに基づき、1996、1997、1998年と連続して関税率の引き下げを断行した。1998年の改定の結果、該当する品目数が多い税率の最高税率は1997年の50%から40%に引き下げられた。

現在、2002年から2005年までの間に引き下げが約束された譲許税率の年別引き下げ予定表が示されている。しかし、現行の税率は2005年税率を適用している品目がほとんどであり、エジプトは前倒しの関税引き下げを実施している。譲許税率表には、同時にWTO非加盟国税率が示されているが、この税率が現行の譲許税率を下回っている場合もある。その場合には、WTO加盟国にもその税率が適用されている。

一般的な関税率は40%以下に抑えられているが、特定品目で高関税が課されているものがある。ワインやウイスキーに3000%、モルトビールに1200%などは禁止品目の関税化の結果である。一部自動車の関税も135%と依然として高い。このほか、農産品では60~80%の保護関税と思われる品目が少なからず存在する。

全体として、WTOの市場アクセス交渉における関税引き下げに関しては、エジプトは積極的姿勢である。さらにこれら多国間交渉に加えて、エジプトは二国間の、あるいは地域単位の自由貿易協定にも積極的である⁽²⁾。競合商品の心配が少ない東南部アフリカ共同体(COMESA)や汎アラブ自由貿易地域

などはエジプトにとってもメリットの方が大きいと考えられる。しかし、順次自由化（無税輸入）される品目が増えることになるEUとの自由貿易協定では、協定実施による貿易転換効果も考慮に入れておく必要があると思われる。とくに2004年から2005年にかけてはEUの東方への拡大が実現することからEU諸国における貿易転換効果によってエジプトの利益が損なわれかねないからである。

(2) 農業に関する協定

農業分野はウルグアイ・ラウンド交渉における最重点分野のひとつであった。交渉は、市場アクセス、輸出補助金、国内助成の3分野に分けて行われ、各分野で重要な合意がなされた。市場アクセス分野では、(1)原則として農産品に関する輸入規制をすべて関税化する、(2)関税率は6年間で平均最低36%（途上国は10年間で24%）引き下げる、国内助成については、研究、土地改良などを除き6年間で20%（途上国は10年間で14%）削減する、輸出補助金については、額を6年間で36%（途上国は10年間で24%）削減する、などが主たる内容である。

1947年のGATTルールは、農産品輸入に対しては非農産品輸入よりもより手厚い保護を加盟国に認めていたことから、ウルグアイ・ラウンド農業交渉では農業政策の長期的改革を求めたものとなった。農業はエジプトにとってGDPに占めるシェアは低下しているとはいえ、依存人口の多さから依然として経済の枢要部門である。エジプト政府は、ウルグアイ・ラウンド交渉が開始された1986年以降、さまざまな改革措置を実施してきており、ついに経済を担う根幹部門の変革に足を踏み入れた。従来、農業部門は政府の監督下に置かれ、価格管理、作付面積設定、輸出入統制、投入物や流通に関する補助金、公共部門の機構や協同組合などを通じた販売管理などに手足を縛られてきた。エジプトが食糧の純輸入国に転落したのも農民が政府の厳しい統制を嫌ったことも一因となったといわれる。

農業部門の改革は次のような点を中心に実施された。

- ① 主要作物の作付面積の割り当て廃止。
- ② 肥料や殺虫剤などの投入物に対する補助金削減。
- ③ 優遇金利による信用供与や機械の提供など対農民サービスの削減。
- ④ 公共部門所有農地の民間払い下げ。
- ⑤ 民間部門による農産物加工・販売の奨励。
- ⑥ 輸出入に対する非関税障壁の低減と関税化準備。

このほかにも、1993/94年には綿花の価格付け、生産、販売などについての規制が撤廃され、民間部門も自由に綿花を輸入することが認められた。貿易への民間部門の参入が認められたのに加え、農産品に関するほとんどの輸入禁止措置は撤廃された。しかし、現実には多くの品目は品質規制やX線検査対象品目に指定された。加盟国的一部からはこれらの措置はWTO規則のもとでは正当化できないとの批判も出されている。

アメリカ通商代表部の貿易障壁報告書も、アメリカの対エジプト農産物輸出には障壁が多いと指摘している(USTR[2003b: 95-96])⁽³⁾。エジプトは農産品に関する輸出規制は適用していないとしている。エジプト政府は、ウルグアイ・ラウンドの結果、各種補助金の廃止など、各国の農業分野の改革が実施されることで、エジプトが輸入している小麦、食用油、砂糖などの主要農産物価格が上昇することを懸念している。このため、WTOの農業に関する協定の実施には不満の姿勢を表明している。

ウルグアイ・ラウンド交渉時にWTOに対し、エジプト政府は削減・撤廃するような補助金はないことを通告している。1999年5月、WTO農業委員会は、エジプトが農産物に関する輸出補助金を支出していないこと、すべての国内助成は削減の約束を免除されるものであるという通告を受けている。

食糧補助金は、1980年代初期にはGDPの13%にも達したが、その後政府が食糧補助の対象を低所得層に絞ったほか、補助対象食糧の種類を減らしたため、1995/96年の補助金の対GDP比率は1.5%へと目だった縮小を示している。

関税化の結果、1998年の輸入農産物の平均関税率は、3000%を超える高関税になっているアルコール飲料を含めれば64.9%，除けば21.4%とされる。

アメリカが指摘する非関税障壁も残ってはいるが、エジプト側が実施している農業部門の改革は徐々に進展しているといってよい。

(3) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS)

衛生植物検疫のための措置が恣意的に行われたり、貿易制限のために行われたりすることがないよう、規律の枠組みを明確にしようとする協定である。

エジプトには品質規制のほかに、食品に関するさまざまな規制・検査手続きがある。生鮮肉・缶詰肉と植物・植物性製品については、農業省発行の衛生証明書が要求される。前者については、イスラムの慣習に則り処理されたこと、処理前3カ月間に伝染病にかかっていなかったことが証明されなければならない。1992年以来、対象品目は削減されているが、原子エネルギー局発行のX線レベル証明書が食料、油脂製品、生きた動物、植物・種子、動物飼料、ミルク代替品、タバコなどの輸入に際し要求される。

X線レベル証明書については改善努力が続けられると思われる。食肉に関する証明書については、明確化、透明性の要求はできても撤廃要求は難しいと思われる。

(4) 繊維および繊維製品（衣類を含む）に関する協定 (ATC)

繊維貿易は1974年以来、繊維製品の国際貿易に関する取極め (Multi-Fiber Arrangement: MFA) によって管理されてきたが、規制色が強くGATT原則から大きく乖離していたため、10年間をかけて段階的にGATTシステムに統合し、繊維貿易の自由化を図ることが合意された。

エジプトの場合、繊維・衣服産業の製造業產出高に占める比率は、1980年の30%から1995年には13%へと大きく後退しているが、雇用に占める比率は約3割、製品輸出における比率は1980年の24%が1995年には30%に拡大している (Kheir-El-Din et al. [1997])。それだけにウルグアイ・ラウンドによりMFAがGATTシステムのもとで自由化に向かうことになったことは歓迎すべきであろう。

繊維・衣服貿易の自由化はATCのもとで、(1)既存輸入割当の段階的撤廃（統合と呼ばれる）、(2)残存輸入割当の段階的拡大（自由化と呼ばれる）、を通して行われる。これら製品の輸入を制限している中心的な国はEUとアメリカであるため、実質的にはこれら措置が求められる対象国は主としてEU、アメリカとなる。

まず「統合」については、WTO加盟国は第1段階として1995年から（1990年輸入量の）16%，第2段階として1998年から17%，第3段階として2002年から18%を実施するとされた。残る49%を2005年1月1日に統合する予定である。

残存輸入割当の拡大、つまり「自由化」は第1段階16%，第2段階25%，第3段階27%の割合とされた。小規模輸出国についてはそれぞれ25%，27%，27%の拡大とされた。

ATC協定による取り決めにもかかわらず、アメリカを例にとれば第1，第2段階で自由化されたのは既存割当のわずか1.3%にとどまったとされる。これは割当から外す品目の選定権を輸入国側がもっていたため、増加が見込まれる品目は除外した結果とみられる。さらに割当量が増やされた品目にしても輸出国側に魅力的でない品目であったりし、割当未活用という事態も生じた。EUやカナダなど対象国も同じような結果であった。繊維・衣服製品の自由化は2005年1月1日を待たざるをえないと観測されている。

繊維・衣服製品の輸出国側（エジプト）にとってもATCに伴う自由化は二つの意味で将来の貿易に大きな影響をもたらす。まず、自由化が達成され、輸入割当・禁止措置が廃止されることになれば、これは主要市場における競争激化を意味する。低価格衣服では中国、繊維ではインド、パキスタン、織物ではタイやマレーシアなどが有力な競合相手となろう。完全自由化までに自国の競争力を強化しておく必要があるが、残された時間はわずかである。

もうひとつは自国市場の開放による競争である。エジプトは1998年から織物輸入を解禁し、2002年からは衣服（アパレル）輸入も自由化している。アメリカは関税化による繊維・衣服製品の高関税や、ラベリング要求などの非

関税障壁を非難している。自由化に伴う輸出国・輸入国間の駆け引きはしばらく続くのであろう。

(5) 貿易に関する投資措置に関する協定 (TRIMs)

通常、途上国が外国の投資企業に対して一定の成果達成を義務づける措置の解消が対象とされる。これに類する措置は、自動車、化学、石油化学、コンピューター、情報産業など、特定産業に集中する傾向がある。国産化要求や輸出成果要求があるが、どちらかといえば前者が一般的で、とくに自動車産業に関する場合が多い。

ウルグアイ・ラウンドでは、内国民待遇や数量制限禁止を求めるGATT措置を再確認している。エジプトはWTOに対し、同国が国内に特定産業の設置・発展を促進するため、関税削減という形での奨励措置を維持する旨、通告している。最初の通告は1995年10月9日になされ、2000年9月23日に更新通告がなされている。関税削減はアセンブリー産業に与えられるもので、国産化の比率により計算され、完成品に対する関税率の90%削減を上限としている。自動車、電子機器産業が恩恵を受ける中心産業となっている。

一方、このほかの類似措置は解消されている。従来、外国製造業企業のエジプト進出に際し工業化公団 (GOFI) が要求していたアセンブリー産業に対する60%までの国産化要求は1993年7月に廃止されたとされる。さらに、エジプトに投資し、60%以上の国産化率の機器で製品を製造する企業に与えられていた税優遇措置は1997年の投資保証・奨励法 (1997年法律8号) により撤廃された。現存の関税削減措置も最終的には廃止されるべき措置である (表2)。

(6) 「1994年GATT協定第6条の実施に関する協定 (アンチダンピング協定)」、「補助金および相殺措置に関する協定」、「セーフガードに関する協定」

エジプトは1995年にWTO協定を批准するとともに大統領令72号を公布す

表2 国産化率による関税削減措置

国産化率	関税削減率
30~40%	国産化率の110%
40%超~60%	国産化率の115%
60%超	国産化率の120%。ただし最終製品関税率の90%が上限。

(出所) 関税率に関する2000年大統領令429号(2001年大統領令469号, 2002年大統領令130号, 2003年大統領令63号により一部改定)。

ることにより、「1994年GATT協定第6条の実施に関する協定（アンチダンピング協定）」、「補助金および相殺措置に関する協定」、「セーフガードに関する協定」およびその他ウルグアイ・ラウンド最終合意に含まれる一連の協定を一括して受け入れた。その後エジプト政府は、1998年には「国際貿易における搅乱的慣行の影響から国家経済を保護するための1998年法律161号」とその施行規則を公布し、ダンピング、補助金、セーフガードについての申し立てを調査し対応していく手続きを定めている。

(a) アンチダンピング措置と補助金相殺措置

すべての申し立ては外国貿易省（現・外国貿易産業省）国際貿易政策局アンチダンピング・補助金・セーフガード部に書面でなされる。調査は賛否を表明した業者の総生産量のうち、賛成業者の生産量が過半を占め、さらにその量が国内生産量の25%を超えた場合に実施される。

- ① 国際貿易政策局は、申立人に対し申し立ての受理・不受理を受取日から7日以内に通知。
- ② 受理の場合、同局は30日以内に省間諮問委員会に暫定報告を提出。
- ③ 同諮問委員会は暫定報告受領から10日以内に貿易・供給大臣にかかるべき措置を勧告。
- ④ 同大臣は勧告の受理・不受理を決定。

暫定的なアンチダンピング措置もしくは相殺措置は、ダンピングマージンや補助率の範囲内で、調査開始から60日間取ることができる。同措置は4カ月間、場合により、6カ月間まで延長できる。アンチダンピング措置の場合、

ダンピングマージンより低い課徴で損害が取り除かれる場合には暫定措置を6カ月間（9カ月間に延長可能）適用できる。

最終措置は同措置開始から5年を超えない範囲で適用できる。最終措置の1年経過後はいつでも見直しの検討が可能。少なくとも終了6カ月前には見直し検討を行わなければならない。見直し検討の結果によっては、最終措置はさらに5年間適用できる。

(b) セーフガード措置

暫定セーフガード措置は、関税引き上げの形で最高200日まで適用できる。最終措置は数量制限あるいは関税引き上げもしくはその併課という形で適用できる。最終措置は4年間適用でき、10年まで延長可能（セーフガードに関する協定では最高7年まで）。これには暫定措置の期間も含まれる。

これら措置の発動状況は以下のとおりである。

WTO諸協定の枠組みに沿って物品・サービスの取引自由化・透明化を進めているが、当然、その影響から国内産業を緊急的に保護する必要が生じている。1995年の加盟以降、自国内の法制を整えるとともに、システムを積極的に活用している。加盟途上国の中では、積極活用派の上位に分類できる。現在までのところセーフガード措置よりもアンチダンピング措置をより頻繁に活用している。補助金相殺措置は、EUの精製糖が調査の対象にあげられているが、実際に発動された事例はない。

エジプトは「国際貿易における撹乱的慣行の影響から国家経済を保護するための1998年法律161号」とその施行規則を1998年6月11日に官報に公示、翌12日から発効させたが、アンチダンピング措置発動のための調査はすでに1997年1月から開始していた。発動は国内法施行とともに実施すべく準備を開始していたのである。2003年末までに、調査が行われたものの発動されなかった事例は比較的多くみられるが、いったん発動されたアンチダンピング措置が停止されたケースはみられず、適用が長期にわたる品目が増えている。

WTOに通告されたセーフガード措置事例は現在までに2件である。1件

は粉末ミルクで、2000年9月26日に暫定セーフガード措置（200日）が取られた。1996年から2000年上半期に同製品の輸入が急増し、国内生産者に壊滅的打撃を与えたというものである。この製品については暫定期間後、2001年4月12日から2003年9月24日まで（暫定期間を含め3年間）セーフガード措置が適用された。関税上乗せの形が取られたが、上乗せ率は暫定期間45%，その後は15%から年々漸減され最終期間は3%であった。

もうひとつの事例は熱陰極蛍光放電管（蛍光灯）で、2000年2月27日から2002年2月26日まで、1年目30%，2年目25%の関税が上乗せされた。マッチも国内生産者への打撃が大きいとしてセーフガード措置が検討されたが、結局はアンチダンピング措置の対象とされた（表3）。

（7）サービスの貿易に関する一般協定（GATS）

エジプトのGDPにおけるサービス部門の比重は、中東地域ではヨルダン、トルコと並び大きい。GATSに基づきサービス分野の開放、透明化を図ることはエジプトサービス産業の効率化を目指すうえで重要であるとともに、サービス分野の競争力強化は経済開発の重要な柱でもある。

従来のラウンドがモノの移動を容易にするための規制緩和や関税削減を中心に交渉が行われてきたのに対し、ウルグアイ・ラウンドでは資本や労働などの生産要素の移動を初めて対象とした点が大きな成果といわれる。協定では、12分野、155サービス業種のうち加盟国が約束を行った業種においては、市場アクセス制限などについて約束内容より厳しい規制を維持または新規導入できないことが定められている。GATSが対応する分野は、個々の商品に関係する関税引き下げに比べると関連産業全体に影響する性格をもつものであり、取り組み・改革には当該国の強い意志を必要とする。

ウルグアイ・ラウンドのサービス交渉にエジプトは積極的に参加したが、約束を行ったのは12分野のうち4分野、建設・エンジニアリングサービス、観光・旅行関連サービス、金融サービス、国際海上運送についてであった。

エジプトはその後、上記4分野の補足として1995年のWTO加盟直後に1件

表3 エジプトのアンチダンピング措置発動状況（2003年末現在）

輸出元国	対象品目	暫定措置発動日	最終措置発動日	ダンピングマージン
中国	自動車用タイヤチューブ	発動なし	2002年5月29日	67～195%
	陶磁器食器	発動なし	2003年2月25日	268%
フランス	タイヤ	発動なし	1999年10月4日	0～13%
その他EU	タイヤ	発動なし	1999年10月4日	14～86%
ハンガリー	電球	発動なし	2002年9月5日	78%
インドネシア	電球	発動なし	2002年9月5日	228%
イタリア	電球	発動なし	2002年9月5日	183%
日本	タイヤ	発動なし	1999年10月4日	0～89%
韓国	タイヤ	発動なし	1999年10月4日	0～17%
ギリシャ	ステンレス流し台	発動なし	1998年6月28日	35%
ラトビア	鉄筋材	発動なし	1998年6月28日	22.80～23.50%
ルーマニア	鉄筋材	発動なし	1998年6月28日	6.40～14.20%
	電球	発動なし	2002年9月5日	69～78%
	ステンレス流し台	発動なし	1998年6月28日	50%
スペイン	電球	発動なし	2002年9月2日	342%
台湾	電球	発動なし	2002年9月5日	100%
トルコ	鉄筋材	発動なし	1999年10月23日	22.63～61%
ウクライナ	鉄筋材	発動なし	1998年6月28日	19.38～21.98%
パキスタン	マッチ	発動なし	2003年11月19日	26～29%

(出所) WTOペーパー G/ADP/N/41,59,92,98,105,112/EGYより筆者作成。

(金融サービス), 1998年1件(同), 2002年1件(通信サービス)の通告を行っている。この結果、現状は5分野について約束が行われている。

エジプトが提出した「特定の約束に係る表」(以下、「約束表」)によると、各分野共通の課題として、(1)企業が雇用する外国人は総雇用数の10%以内とする(労働法-1981年法律137号), (2)商業目的の外国人による土地取得をフリーゾーン以外は認めていない、点が記載されている。分野別約束表によるエジプト側記載の制限事項の概要は以下のとおり。

建設・エンジニアリングサービス(市場アクセス) (1)拠点設置は内資との合弁会社にのみ許可, (2)外資の出資は49%を超えてはならない。

観光・旅行関連サービス(市場アクセス) (1)ホテルなどのライセンスは市場ニ一

ズの有無による、(2)シナイ半島のホテルプロジェクトへの外資の出資は49%まで、(3)内陸河川の乗客輸送についてはナイル河の能力限度内とする、など。

観光・旅行関連サービス(内国民待遇) (1)外国人従業員はエジプト人従業員を教育する義務を負う。

金融サービス(保険サービスの市場アクセス) (1)フリーゾーンにおいて交換可能通貨で業務を行うための拠点設置は外資および外資との合弁会社のみに許可、(2)国内における拠点設置はGATS発効後5年以内に許可、(3)外資の出資比率は49%まで、(4)社長はエジプト国籍の者。1998年の約束表により次のように付け加えられた。(1)生命保険、傷害保険における外資は2000年より51%までの出資を許される、(2)非エジプト人の役員は5年期限で認められる。

金融サービス(合弁銀行の市場アクセス) (1)外資の出資比率は51%まで、(2)社長はエジプト国籍の者。これらは1998年の約束表により次のように差し替えられた。(1)外資の出資比率は49%を超えてよく、制限なし、(2)社長は、エジプト国内の銀行で10年以上の経験を有する者。

国際海上運送(市場アクセス) (1)商業拠点は合弁会社にのみ許可、(2)外資の出資比率は49%まで、(3)従業員の95%はエジプト国籍の者、かつ全給与の90%が支払われること、(3)会長および役員の過半数はエジプト国籍の者、(4)海上運送支援サービスについては、外資の出資比率は75%まで。

通信サービス全般(市場アクセス) 商業拠点について、(1)すべての通信サービス提供に係る営業許可は通信管理機構が与える、(2)営業許可を得られるのはエジプトで登記された企業のみ、2005年12月31日まではエジプトテレコムが越境通信の独占権を有する、(3)この間に国際データ通信の営業許可を得たものは、エジプトテレコムから国際民間回線をリースすることになる。現在、統一通信法が国民議会で協議中である。

電信・電話・ファックスなどの国際・国内サービス(市場アクセス) (1)2005年12月31日まではテレコムエジプトが独占権を有する、(2)テレコムエジプトは現在、株式の一部公開により、民営化を進めている。最終的には49%を公開する。

移動電話サービス(市場アクセス) 民間業者2社がGSM900の独占営業権を

2002年11月30日まで保有。

GATSにおけるエジプトの約束事項は徐々に実現されている。銀行分野では、1996年法律97号により合弁銀行および民間銀行について非エジプト人の出資比率が49%を超えることが認められた。1998年6月には国営銀行に民間資本が出資することが認められたほか、非エジプト人の過半出資が認められた。同様に保険分野でも、1998年法律156号により、49%までとされた保険会社への非エジプト人の出資制限が撤廃された。さらに国営の保険会社、再保険会社への民間、外国資本の参入にも門戸を開いた。

通信サービスも、近年急速に自由化・開放が進んでいる。テレコムエジプトは戦略投資家に34%の株式売却を計画中で、最終的には49%まで公開する意図が表明されている。この分野ではエジプトは2002年6月にWTOの基礎電気通信合意（1997年）に参加したのをはじめ、半導体、コンピューター、通信機器など約200品目を対象に関税の原則撤廃を規定している情報技術合意（ITA）への参加も検討していると伝えられる。

運送サービス分野でも自由化は目だって進展した。1998年の法律により、国家の海上輸送独占が廃止された。エジプト航空の旅客航空輸送の独占も終了し、民間の航空会社の参入が活発である。1997年からはBOT方式による空港建設も実現しはじめており、2001年末に開港したマルサアラム空港はその実例である。

2001年11月に開催されたWTOドーハ閣僚会議でもエジプトは、積極的に新ラウンド立ち上げを支持する姿勢をみせた。今後のサービス貿易交渉は、各國が国別分野別に自由化要求をし、被要求国がそれに回答する、いわゆるリクエスト&オファー方式で行うことが合意されており、ドーハ閣僚会議ではその日程が定められた。要求が2002年6月まで、回答が2003年3月までとされた。期限までに要求を提出した国は約50カ国、2003年10月末までに回答した国は39カ国でエジプトはどちらにも含まれていない。提出状況が大幅に遅れている状況で、交渉再開の見通しは2004年2月現在、立っていない。

GATS交渉におけるエジプトの対応については、改善点は多く残されては

いるものの、意欲的に国内の改革を進めている姿勢は評価されている。

(8) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

ウルグアイ・ラウンドで新たに取り上げられ、合意された分野である。この協定は、著作権、商標、地理的表示、工業意匠、特許、半導体回路配置権、開示されていない情報等々の知的財産について最恵国待遇、内国民待遇の適用を加盟国に求めている。さらに知的財産の所有者が権利行使を可能するために加盟国が実施すべき詳細手続きを定めている。

すべての加盟国は1996年1月1日以来、知的財産権に関し最恵国待遇、内国民待遇を他加盟国に与えるよう求められたが、その他多くの協定が定める義務事項はエジプトを含む途上国には2000年1月1日まで適用が免除された。エジプトはほとんどの知的財産に係る国際条約に加盟している⁽⁴⁾。アメリカ通商代表部の「外国貿易障壁報告書」(2003年)は、「にもかかわらずエジプトは国際規約に沿った適切な知的財産権保護努力を怠っている」と厳しく批判している。このため、アメリカは1997年以降毎年、エジプトをアメリカ通商法スペシャル301条(知的財産権保護のための特別条項)による優先監視リストに掲げてきた。

エジプトでは、2002年、知的財産を保護する総合的な法律が議会を通過した(知的所有権法2002年法律82号)。これまで複数の法律により登録、保護が規定されていたが、それを单一の法律にまとめるとともに、TRIPSに対応しエジプトの法制を適合させようとしたものである。保護される知的財産には、特許、著作権、音声・動画録音録画物、コンピュータソフト、商標、植物の種類、工業意匠、半導体回路配置権などが含まれる。同法は、違反者に対する罰金の高額化や懲役刑も規定するなど罰則を強化している。ただ、2004年初現在、施行令が公布されていない。

エジプトでは著作権など知的財産が十分でなく、模倣品が氾濫しているとWTOやアメリカ通商代表部の報告書は警告を発している(WTO [1999: 66], USTR [2003a: 98])。模倣品などの不正行為が多くの分野でみられるとしてい

る。映画ビデオ、音楽録音物、印刷物、繊維製品のデザイン、コンピュータソフト等々である。コンピュータソフトなどは国内市場の85%が不正の模倣品と推定されると伝えている。エジプト政府は近年取り締まりを強化しており、違反業者の取り締まりや利用者に正規のソフトを購入するようキャンペーンを展開するなど積極的な姿勢を示している。コンピュータソフトばかりでなく、最近では、家電品に偽ブランドを付けて販売していた国内の製造業者を摘発した例も伝えられる。状況は改善しているといわれるが、商標、繊維製品デザイン、工業意匠などなおさまざま分野で問題が多いと指摘されている。

知的所有権法（2002年法律82号）の実施規則が早期に施行され、この分野における国内の対策がさらに進展することが期待されている。

おわりに——今後の課題——

WTOの各種協定への約束実施のため、近年、さまざまな法制が整備され、あるいは整備中である。主たる法制度の準備状況は表4のとおりである。

エジプトにおける各種の制度環境は関税率、為替制度、貿易制度、諸外国との貿易協定など、着々と整えられつつある。しかし、環境のみの整備でエジプト経済のグローバル化は進むのであろうか。1990年代は経済改革・構造調整計画のおかげでさまざまな改革が実施され、マクロの経済指標は目に見えて改善した。だが、完全な通貨の交換性は確立していないし、経済の統制色が完全に払拭されたとは言いがたい。

1990年代にエジプト経済はグローバル化とは逆方向に向かったとする意見すらある（表5）^⑤（Refaat [2000: 123-124]）。経済体制の開放が着々と進むなかで、経済実体としての改革・変革が求められよう。むろんそれを実施する人間自身の変革も求められる。

エジプト経済研究センター（ECES）のエコノミスト、アマル・リファート

表4 近年整備済みおよび整備中の法制（2004年1月現在）

法律名	現状
中央証券保護預かり登録法（2000年93号）	制定
金融リース法（2001年16号）	制定
抵当権法（2001年148号）	制定
特別経済区法（2002年83号）	制定
貨幣洗浄法（2002年80号）	議会通過。施行規則準備中
知的財産権法（2002年82号）	議会通過。施行規則準備中
輸出振興法（2002年155号）	議会通過。施行規則準備中
統一労働法	議会が原則承認
統一通信法	議会関係委員会が討議中
競争法	議会へ送付準備完了
中央銀行・銀行制度・外国為替統合法	議会へ送付準備完了
統一公社法	議会へ送付準備完了
税法	議会へ送付準備完了
会計および監査法	議会へ送付準備完了
資本市場法	議会へ送付準備完了

(出所) エジプト政府外国貿易省ホームページ (www.moft.gov.eg)、2004年1月31日閲覧。

表5 エジプトおよび特定国の貿易開放度の進展

国名	世界輸出に占めるシェア(%)		世界輸入に占めるシェア(%)		貿易の対GDP比(%)	
	1983～86	1993～96	1983～86	1993～96	1983～86	1993～96
エジプト	0.17	0.07	0.54	0.23	32	25
タイ	0.41	1.05	0.52	1.31	43	71
マレーシア	0.83	1.40	0.67	1.39	89	160
インドネシア	1.08	0.94	0.69	0.77	42	42
チリ	0.21	0.28	0.15	0.30	44	48
韓国	1.63	2.35	1.58	2.51	64	55
エジプトを除く平均	0.83	1.20	0.72	1.26	56.47	75.08

(出所) Refaat [1999]。

は、今後のエジプト貿易の生き方として、為替政策の弾力化とともにEUやアメリカとの自由貿易協定を前提に、これら先進諸国企業と真っ向から勝負するのではなく、先進国企業の下請け企業として働く道を探しが生き残る

ための道だと主張している (Refaat [1999: 24-25])。具体的には、皮革、衣服、機械、家具などの産業分野を例示している。確かにこれら諸国との貿易が7～8割を占めるエジプト貿易の現状を考えると、競合よりも協調をと考えるのが、平和な道かもしれない。

一方、それで満足してしまうと自立的発展の可能性はきわめて小さくなってしまうのではないかという懸念が残る。世界の潮流として自由化を推進しなければ取り残される時代にあって、下請け企業化もひとつの選択肢ではあるが、国家・国民の意思としてエジプト独自の資本・技術による発展の努力を選択肢に残すこともエジプトの将来にとって大いに意味のあることと考える。

[注] _____

- (1) 10月文書に盛られた基本方針のひとつ。
- (2) エジプトは地域協定としては、南東部アフリカ共同市場 (COMESA)，汎アラブ自由貿易地域 (PAFTA)，二国間では、EU，ヨルダン，チュニジア，リビア，レバノン，モロッコ，イラクと自由貿易協定を締結している。さらにアメリカ，トルコなどと自由貿易協定締結の話し合いを始めている。
- (3) 報告書は、品質規制は国産品を優遇しているとしているほか、高関税や煩わしい輸入ライセンス制度も問題にしている。
- (4) エジプトは、知的所有権に関する主要な国際条約のほとんどに加盟している。文学的および美術的著作物の保護に関する1971年ベルヌ条約 (1977年6月7日加盟)。文字作品製造者保護に関するジュネーブ条約 (1978年4月23日加盟)。世界知的財産権機構設立条約 (1975年4月21日加盟)。商標の国際登録に関するマドリード協定 (1952年7月1日加盟)。工業所有権の保護に関するパリ条約 (1951年7月1日加盟)。特許協力条約 (パリ条約の特別取り決めのひとつ。1970年成立)。
- (5) 表5のような「証拠」のデータが掲げられている。ここで示されているのは、エジプト貿易がいかに世界から取り残されているのかという指標である。

〔参考文献〕

<日本語文献>

伊能武次 [2001] 『エジプト・転換期の国家と社会』 哲北社。

- 岩永博・野口勝明 [1988] 『エジプト—その国土と市場—』科学新聞社。
- ジェトロカイロセンター編 [2001] 『ビジネスガイド・エジプト』日本貿易振興会。
- 海外経済協力基金開発援助研究所編 [1998] 『エジプトの経済発展の現状と課題』海外経済協力基金開発援助研究所。
- 経済産業省通商政策局編 [2003] 『2003年版不公正貿易報告書』経済産業調査会。
- 清水学 [1987] 「ムバラク体制の政治経済学」(『現代の中東』No.3, アジア経済研究所)。
- 渡邊頼純編著 [2003] 『WTOハンドブック—新ラウンドの課題と展望—』日本貿易振興会。

<英語文献>

- Bonaglia, Federico and Kiichiro Fukasaku [2003] *Export Diversification in Low-Income Countries: An International Challenge after Doha*, Technical Papers No. 209, Geneva: OECD Development Centre.
- Cabinet, Arab Republic of Egypt [1997] *Egypt & the 21st Century*, Cairo.
- Cardoso, Eliana and Ahmed Galal [2003] "External Environment, Globalization and Reform," Egyptian Center for Economic Studies (ECES) Working Paper Series No.80, Cairo.
- Chaherli, Nabil and Moataz El Said [2000] "Impact of the WTO Agreement on MENA Agriculture," Economic Research Forum, Working Paper Series 2007, Cairo.
- Dessus, Sébastien and Akiko Suwa-Eisenmann [1998] "Trade Integration with Europe, Export Diversification and Economic Growth in Egypt," Technical Papers No. 135, Geneva: OECD Development Centre.
- El-Mikawy, Noha and Heba Handoussa [2002] *Institutional Reform & Economic Development in Egypt*, American University of Cairo Press.
- GATT [1993] *Trade Policy Review Arab Republic of Egypt 1992*, Geneva: General Agreement on Tariffs and Trade.
- Ghoneim, Ahmad [2002] "Competition Law and Competition Policy: What Does Egypt Really Need?" Economic Research Forum, Working Paper Series 0239, Cairo.
- Hoekman, Bernard, D. Konan and K. Maskus [1998] "An Egypt-US Free Trade Agreement: Economic Incentives and Effects," ECES Working Paper Series No. 25, Cairo.
- Hoekman, Bernard and Hanaa Kheir-El-Din [2000] *Trade Policy Developments in the Middle East and North Africa*, Washington, D.C.: World Bank Institute.
- Hoekman, Bernard and Arvind Subramanian [1996] "Egypt and the Uruguay Round," Policy Research Working Paper 1597, World Bank, International Economics

Department.

- Kheir-El-Din, Hanaa and Hoda El-Sayed [1997] "Potential Impact of a Free Trade Agreement with the EU on Egypt's Textile Industry," ECES Working Paper Series No. 15, Cairo.
- Korayem, Karima [1997] "Egypt's Economic Reform and Structural Adjustment (ERSAP)," ECES Working Paper Series No. 19, Cairo.
- Ministry of Economy and Foreign Trade [2000] *The Economic Analysis of Tariff Reform in Egypt*, Nathan Associates Inc. Development Economic Policy Reform Analysis Project (DEPRA).
- Ministry of Trade and Supply [1999] *Egypt: Obligations and Commitments under the GATT/WTO Agreements*, Ministry of Trade and Supply, Development Economic Policy Reform Analysis Project (DEPRA).
- [1998] *Enhancing Egypt's Exports*, Nathan Associates Inc., Development Economic Policy Reform Analysis Project (DEPRA).
- Mohieldin, Mahmoud [1997] "The Egypt-EU Partnership Agreement and Liberalization of Services," ECES Working Paper Series No. 9, Cairo.
- Refaat, Amal [1999] "New Trends in Egypt's Trade Policy and Future Challenges," ECES Working Paper Series No. 36, Cairo.
- [2000] "Egypt: An Assessment of Recent Trade Policy Developments," in *Trade Policy Developments in the Middle East and North Africa*, World Bank Institute.
- [2003] "Trade-Induced Protectionism in Egypt's Manufacturing Sector," ECES Working Paper Series No. 85, Cairo.
- Safadi, Raed and Subiday Togan [2000] "The MENA Countries and the Uruguay Round and Beyond," Economic Research Forum, Working Paper Series 2006, Cairo.
- Subraaian, Arvind [1997] "The Egypt-European Union Partnership Agreement and the Egyptian Pharmaceutical Sector," ECES Working Paper Series No. 11, Cairo.
- Tohamy, Sahar [1999] "Case Study of Egypt's Service Liberalization, Service Barriers and Implementation of the GATS Agreement," Economic Research Forum, Working Paper Series 9940, Cairo.
- USTR [2003a] *Foreign Trade Barriers Egypt*, United States Trade Representative.
- [2003b] *2003 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers*, USTR.
- Yeats, Alexander [1996] "Export Prospects of the Middle Eastern Countries," Policy Research Working Paper 1571, World Bank, International Economics Department.
- World Trade Organization [1999] *Trade Policy Review Egypt 1999*, Geneva.